

岩手県告示第253号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第5条第4項第2号の規定により、公共的目的を有する法人その他の団体を次のとおり指定し、平成23年4月1日から施行し、屋外広告物条例第4条第3項第2号の規定による公共的目的を有する法人その他の団体の指定（平成8年岩手県告示第875号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 日本赤十字社
- 2 社団法人岩手県交通安全協会及び県内の各地区交通安全協会
- 3 社団法人岩手県防犯協会連合会並びに県内の各地区防犯協会連合会及び各市町村防犯協会